

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定によつて、次の特定期定非営利活動法人から定款変更認証申請があつた。

平成二十五年十月十日

広島県知事 湯崎英彦

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人の住所	所の所在地	定款に記載された目的	内定款変更容
特定非営利活動法人シングタング因島	柏原信彦	主たる事務所の所在地	この法人は、地域住民に対して、因島独自のノウハウや地域特性を活かし、地域活性化事業の推進、地域活性化事業の推進、地域振興等の事業を総合的かつ知的観点から支援・援助に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・役員の任期の変更 ・法改正に伴う字句の修正
特定非営利活動法人因島福祉ネットワーク	金山吉隆	市因島田熊町一一三番地三	この法人は、地域住民に対して、因島独自のノウハウや地域特性を活かし、地域活性化事業の推進、地域振興等の事業を総合的かつ知的観点から支援・援助に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・役員の任期の変更 ・法改正に伴う字句の修正
特定非営利活動法人因島福祉ネットワーク	廣島県尾道市因島土生町一八九七番地三〇	廣島県尾道市因島田熊町一一三番地三	この法人は、地域住民に対して、因島独自のノウハウや地域特性を活かし、地域活性化事業の推進、地域振興等の事業を総合的かつ知的観点から支援・援助に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・役員の任期の変更 ・法改正に伴う字句の修正
特定非営利活動法人地	中島康晴	金山吉隆	この法人は、地域住民に対して、因島独自のノウハウや地域特性を活かし、地域活性化事業の推進、地域振興等の事業を総合的かつ知的観点から支援・援助に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・役員の任期の変更 ・法改正に伴う字句の修正
特定非営利活動法人地	中島康晴	金山吉隆	この法人は、地域住民に対して、因島独自のノウハウや地域特性を活かし、地域活性化事業の推進、地域振興等の事業を総合的かつ知的観点から支援・援助に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・役員の任期の変更 ・法改正に伴う字句の修正
特定非営利活動法人地	中島康晴	金山吉隆	この法人は、地域住民に対して、因島独自のノウハウや地域特性を活かし、地域活性化事業の推進、地域振興等の事業を総合的かつ知的観点から支援・援助に関する事業を行い、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。	・役員の任期の変更 ・法改正に伴う字句の修正
事業の変更	事業の変更	・会員の資格喪失要件の変更 ・総会の開催回数の変更 ・事業年度の変更	・会員の資格喪失要件の変更 ・総会の開催回数の変更 ・事業年度の変更	・役員の任期の変更 ・法改正に伴う字句の修正
	平成二五年九月一七日	平成二五年九月一五日	平成二五年九月一五日	平成二五年九月一五日